【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年２月17日
【会社名】	コープケミカル株式会社
【英訳名】	CO-OP CHEMICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　小池　一平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町23番地３
【電話番号】	03(3230)0011（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部長　　田村　洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区一番町23番地３
【電話番号】	03(3230)0916
【事務連絡者氏名】	総合企画部長　　田村　洋一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は平成27年２月17日に開催した取締役会の決議に基づき、平成27年10月１日（予定）を効力発生日として片倉チッカリン株式会社（以下「片倉」といいます。）と対等の精神に基づき合併し（以下「本合併」といいます。）、両社の経営を統合することについて、基本合意書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 本合併の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

・商号　片倉チッカリン株式会社
・本店の所在地　東京都千代田区九段北一丁目13番５号
・代表者の氏名　代表取締役社長　野村　豊
・資本金の額　3,549百万円
・純資産の額　（連結）11,400百万円（平成26年３月末日現在）
　（単体）11,563百万円（平成26年３月末日現在）
・総資産の額　（連結）21,174百万円（平成26年３月末日現在）
　（単体）20,258百万円（平成26年３月末日現在）
・事業の内容　・肥料事業
　・飼料事業
　・不動産事業
　・化粧品事業
　・その他事業

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

事業年度	平成24年３月期	平成25年３月期	平成26年３月期
売上高（百万円）	19,938	20,389	21,959
営業利益（百万円）	775	646	929
経常利益（百万円）	834	675	985
当期純利益（百万円）	184	424	531

（単体）

事業年度	平成24年３月期	平成25年３月期	平成26年３月期
売上高（百万円）	18,534	18,350	19,926
営業利益（百万円）	723	671	923
経常利益（百万円）	798	687	994
当期純利益（百万円）	171	406	539

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成26年９月30日現在）

・丸紅株式会社　25.00%
・農林中央金庫　4.40%
・株式会社みずほ銀行　4.32%
・三菱商事株式会社　4.06%
・株式会社りそな銀行　3.15%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

・資本関係　当社と片倉との間には、特筆すべき資本関係はありません。
・人的関係　当社と片倉との間には、特筆すべき人的関係はありません。
・取引関係　当社は、片倉に対して、化成品を販売しております（平成26年３月期実績27百万円）。

(2) 本合併の目的

① 本合併の目的

本合併は、米麦向け化成肥料を得意とする当社と、果樹・園芸用有機複合肥料を得意とする片倉との合併であり、これにより、全ての営農類型をカバーする日本最大の肥料会社が誕生いたします。

両社は、本合併により、それぞれ培ってきた優れた製品品質、技術力、製品開発力、原材料調達力、生産力を強化するとともに、双方の販売拠点と取扱品目を拡大し、事業及び開発における領域を広げることで、お客様である生産者様のニーズへの対応力を強化してまいります。また、本合併後の新会社においては、管理部門における重複機能の排除、生産品目の精査・見直しによる工場稼働率の向上、ＩＴ関連コストの見直しなどにより経営効率を高め、生産コストを引き下げることにより競争力を高めてまいります。これら両社の経営資源・資産の融合による相乗効果を追求し、肥料市場において業界最高の競争力を実現し、日本最大の売上規模に加えて、国内最高峰の品質・技術力・開発力等を備えた名実ともに国内トップクラスの肥料メーカーに発展することを目指してまいります。

新会社は、農業生産の基幹資材である肥料製造を通じ、お客様の発展に貢献するとともに、農業の成長産業化に貢献できる競争力のある会社として積極的な事業展開を推進し、株主価値の実現、企業価値の向上、並びに、日本の農業及び経済の発展と、豊かな社会の創造に寄与してまいります。

② 本合併の背景

当社は、昭和13年に朝日化学工業株式会社として創業を開始して以来、国内トップ肥料メーカーとして、時代のニーズに対応した製品を市場に送り出すことを使命として、化成肥料をはじめ、土壌に優しい有機肥料、即効性の液肥、良質の苗を育成する園芸用培土など、様々なニーズに応えた農業資材を我が国の食生活を支える農家の皆様に安心・満足してお使いいただけるよう提供してまいりました。

しかしながら、現在、当社の主力分野である肥料業界は、①農地面積の減少、少子高齢化、人口減少による肥料需要の縮小、②施肥コスト抑制運動の展開、③肥料需要の減少に伴う国内企業間競争の激化、④マーケットのグローバル化に伴う海外肥料メーカーとの競争の激化等の厳しい環境の中におります。

こうした環境の中、当社としては、単独での生き残りのための方策を検討してまいりましたが、今後、農業の成長産業化に貢献できる競争力のある会社として積極的な事業展開を推進していくためには、当社単独での対応には限界があり、経営統合による事業基盤の抜本的な改善により、競争力の強化及び経営合理化を可及的速やかに実現することが、企業価値の持続的成長及び株主利益の拡大に必須との結論に達しました。そして、合併の相手として、米麦向け化成肥料を得意とする当社にとって、果樹・園芸用有機複合肥料に強みを有する片倉が最善であると判断し、本合併を行うことを決断いたしました。

③ 本合併によるメリット

合併後の新会社においては、当社及び片倉のそれぞれの強みを生かした、製品開発力・原材料調達力・生産力を強化し、農業の成長産業化に貢献できるような競争力のある会社として、積極的な事業展開を推進してまいります。

また、本合併により、双方の販売拠点と取扱品目の拡大を通じて、顧客である生産者様への対応力を強化することが可能となると考えております。さらに、原材料の調達面においても合併後の新会社におけるスケールメリットの享受、管理部門における重複機能の排除、生産品目の精査・見直しによる合理化などにより経営の効率を高め、生産コストの引下げを実現させたいと考えております。今後、当社と片倉は、合併委員会（仮称）を設置し、本合併の詳細を詰めるプロセスに進むとともに、公正取引委員会に対する事前届出並びに、本年６月下旬に開催予定の片倉の定時株主総会及び同月下旬に開催予定の当社の定時株主総会において本合併に係る合併契約の承認が得られることを相互に条件として、本合併を実施する予定です。

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

① 本合併の方法

吸収合併の方式により実施いたします。本合併は、対等の精神に基づき実施されますが、本合併手続上、片倉を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社といたします。

② 本合併に係る割当ての内容

	片倉 （吸収合併存続会社）	当社 （吸収合併消滅会社）
本合併に係る割当ての内容 （合併比率）	1	0.275

（注）1 本合併により交付する片倉の株式数：24,534,815株（予定）
なお、本合併により交付する株式数は、当社の自己株式数の変動等により、今後修正される可能性があります。
なお、本合併により交付する片倉の株式数は、当社が予定しております第三者割当（以下「本第三者割当増資」といいます。）及び片倉が予定しております第三者割当（以下「片倉第三者割当増資」といいます。）による新株式発行による影響を反映しております。本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資の詳細につきましては、平成27年２月17日付で当社及び片倉が別途提出する予定の各有価証券届出書をご参照下さい。

（注）2 合併期日前日の最終の時における当社の各株主様に対しては、その有する当社株式１株に対し、片倉の株式0.275株が片倉から割当交付されることとなります。ただし、当社が保有する自己株式（平成26年12月31日現在：32,489株）については、本合併による株式の割当ては行われません。

（注）3 本合併に伴い、片倉の単元未満株式（1,000株未満の株式）を所有することとなる株主様においては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本合併の効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利はありますが、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。片倉の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、単元未満株式に係る以下の制度をご利用いただくことができます。
単元未満株式の買増制度（1,000株への株式の買増し）
会社法第194条第１項及び片倉の定款の規定に基づき、株主の皆様が所有することとなる片倉の単元未満株式の数と併せて単元株式数（1,000株）となる数の株式を売り渡すよう、片倉に対して請求することができる制度です。
単元未満株式の買取制度（1,000株未満の株式の売却）
会社法第192条第１項の規定に基づき、株主の皆様が所有することとなる片倉の単元未満株式を買い取るよう、片倉に対して請求することができる制度です。

（注）4 本合併に伴い、片倉の株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、片倉が１株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払することとなります。

③ その他の本合併契約の内容
合併契約を平成27年３月下旬に締結し、合併期日（効力発生日）は同年10月１日を予定しております。

(4) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠

① 割当ての内容の根拠及び理由
当社は、後記「② 算定に関する事項」に記載するとおり、第三者算定機関に対し、本合併の合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考にしております。上記合併比率は、後記「② ii 算定の概要」における市場株価法のレンジ外であり、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出するディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）のレンジ内で市場株価法による算定結果に近い数値となっております。これは、当社及び片倉が予定しております第三者割当による新株式の発行が、本合併より前に実施される予定であり、当該影響について反映可能で、かつ両社の財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定することができることから、両社の将来収益に基づき、ＤＣＦ法による評価レンジをベースとしております。他方、市場株価法は、第三者割当による新株式発行の影響を反映できないものの、株式市場における実際の株価を参照する方法であり客観的な市場株価であることから市場株価法による評価レンジについても考慮しております。
更に、片倉との間で、それぞれが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえ、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、合併比率について慎重に交渉・協議を重ねました。
そして、最終的に、上記「(3) ② 本合併に係る割当ての内容」に記載の合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意に至りました。
なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合には、両社間の協議により変更されることがあります。

② 算定に関する事項

ｉ 算定機関の名称並びに当社及び片倉との関係

当社及び片倉は、本合併の合併比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。

当社は、第三者算定機関として、税理士法人平成会計社（以下「平成会計社」といいます。）を起用し、片倉は、第三者算定機関としてデロイト　トーマツ　ファイナンシャルアドバイザリー株式会社（以下「デロイト　トーマツ　ファイナンシャルアドバイザリー」といいます。）を起用いたしました。

当社の第三者算定機関である平成会計社、片倉の第三者算定機関であるデロイト　トーマツ　ファイナンシャルアドバイザリーは、それぞれ当社及び片倉の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

ii 算定の概要

平成会計社は、合併比率の算定について、本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資の影響を反映できないものの、両社の株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場しており、客観的な市場株価が存在することから、市場株価法による算定を行うとともに、両社について将来の事業活動の状況並びに本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資の影響を評価に反映することができることから、ＤＣＦ法による算定を行っております。平成会計社が上記各手法に基づき算定した、片倉の株式１株当たり株式価値を１とした場合の各手法の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	合併比率の採用レンジ
市場株価法	0.386～0.411
ＤＣＦ法	0.136～0.291

ア 市場株価法

算定報告書作成日の前日である平成27年２月16日を算定基準日として、東京証券取引所第一部における当社及び片倉の普通株式の算定基準日における終値及び出来高加重平均価格（以下「ＶＷＡＰ」といいます。）、並びに算定基準日から遡ること１週間、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値単純平均株価及びＶＷＡＰを基に、当社及び片倉の普通株式の価値を算定しております。

なお、市場株価法は、過去の市場株価に基づいて合併比率を客観的に算定する手法であるため、将来実施される本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資による新株式発行の影響は考慮されておりません。

イ ＤＣＦ法

ＤＣＦ法では、両社から入手した今後の設備投資等を織り込んだ事業計画をもとに、平成26年６月末日を基準日として、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を踏まえて試算した将来の財務予測に基づき、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、両社の企業価値や株式価値を分析しております。また、両社の事業計画には本合併による影響は考慮されておりません。

なお、ＤＣＦ法の算定においては、本合併が本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資を実行した後に実施されるものであるため、企業価値の増加要因として本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資による新株式発行の影響が反映されております。

他方、デロイト　トーマツ　ファイナンシャルアドバイザリーは、ＤＣＦ法及び市場株価法による算定を行いました。ＤＣＦ法は、両社について事業計画の入手が可能であり、両社が予定しております本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資の影響及び将来の事業活動の状況を評価に反映するため採用いたしました。市場株価法は、本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資による新株式発行による影響を反映できないものの、両社株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれについて客観的な市場株価が存在していることから採用いたしました。各手法における算定結果は以下の通りです。なお、下記の合併比率の評価レンジは、片倉の株式１株当たりの株式価値を１とした場合の当社の１株当たりの株式価値の評価レンジを記載したものです。

採用手法	合併比率の採用レンジ
市場株価法	0.39～0.41
ＤＣＦ法	0.20～0.30

市場株価法については、平成27年２月16日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

なお、当社及び片倉が予定しております、本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資による新株式発行による影響について、ＤＣＦ法においては、両社の第三者割当増資の払込期日が本合併の効力発生日前であることから、第三者割当による新株式発行による影響（ネットデット及び発行済株式総数に与える影響）を反映しております。市場株価法は株式市場における実際の株価を参照する方法であることから当該影響を反映しておりません。

本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資についての詳細は、平成27年２月17日付で当社及び片倉が別途提出する有価証券届出書をご参照下さい。

なお、当社及び片倉が各第三者算定機関に対して提出したＤＣＦ法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、対前事業年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。当社については、平成28年３月期に対前事業年度において約120%の増益、平成29年３月期に対前事業年度において約30%の増益が見込まれています。これは、平成27年３月期において、消費税増税に伴う前倒し需要の反動により減益となっておりますが、平成28年３月期につきましては、当該影響が解消することによる増益及び平成27年３月期より販売を開始した土壌改良資材の販売拡大を要因とする増益を見込んでいるためです。また、平成29年３月期については、土壌改良資材のさらなる拡販、要員減や請負作業の内製化など生産体制の効率化を図り、原価率が改善され増益を見込んでいるためです。また、片倉については、平成28年３月期に対前事業年度において30%をやや上回る増益が見込まれています。これは平成27年３月期に消費税増税による前倒し需要の反動による減益、平成28年３月期については当該影響が解消することによる増益を見込んでいるためです。

③　上場廃止となる見込み及びその事由

ｉ　上場廃止となる見込み及びその事由

本合併は、当社の普通株式の上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、片倉を存続会社とする本合併を行うことにより、当社の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、平成27年９月28日を目途に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

ii　上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

現在、当社の普通株式を3,637株未満保有し、本合併に伴い片倉の単元未満株式（1,000株未満の株式）を所有することとなる当社株主の皆様においては、取引市場においてそれを売却することはできませんが、１単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。本合併により、片倉の単元未満株式を所有することとなる株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することができませんが、単元未満株式の買増請求制度、買取請求制度を利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細につきましては、上記「(3）②　本合併に係る割当ての内容」（注）３をご参照ください。

なお、当社株主の皆様は、最終売買日である平成27年９月25日（予定）までは、東京証券取引所において、その所有する当社普通株式を従来どおり取引することができます。

④　公正性を担保するための措置

ｉ　当社は、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

ア　独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

当社は、本合併における合併比率の公正性を担保するため、上記「②　ｉ　算定機関の名称並びに当社及び片倉との関係」に記載のとおり、第三者算定機関である平成会計社から本合併に係る合併比率算定書の提出を受けました。当社は、第三者算定機関である平成会計社の分析及び意見を参考として、片倉との交渉・協議を行い、上記「(3）②　本合併に係る割当ての内容」に記載した合併比率により本合併を行うことを平成27年２月17日付の取締役会で決議いたしました。なお、当社は、第三者算定機関から、本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の取得はしておりません。

イ　独立した法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び片倉から独立したリーガル・アドバイザーである奥野総合法律事務所・外国法共同事業から、当社の取締役会の意思決定の方法、過程及びその他本合併に係る手続に関する法的助言を受けております。

ii　一方、片倉は、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

ア　独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

片倉は、本合併における合併比率の公正性を担保するため、上記「②　i　算定機関の名称並びに当社及び片倉との関係」に記載のとおり、第三者算定機関であるデロイト　トーマツ　ファイナンシャルアドバイザリーから本合併に係る合併比率算定書の提出を受けました。片倉は、第三者算定機関であるデロイト　トーマツ　ファイナンシャルアドバイザリーの分析及び意見を参考として、当社との交渉・協議を行い、上記「(3)　②　本合併に係る割当ての内容」に記載した合併比率により本合併を行うことを平成27年２月17日付の取締役会で決議いたしました。なお、片倉は、第三者算定機関から、本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の取得はしておりません。

イ　独立した法律事務所からの助言

片倉は、片倉の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、片倉及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所から、片倉の取締役会の意思決定の方法、過程及びその他本合併に係る手続に関する法的助言を受けております。

⑤　利益相反を回避するための措置

当社において本合併に関して当社取締役会決議を行う際に利益相反の関係を有する取締役はおりませんでしたので、特段の利益相反を回避するための措置は講じておりません。

(5) 本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

・商号	片倉コープアグリ株式会社 （英文名：Katakura & Co-op Agri Corporation） （平成27年10月１日　商号変更予定）
・本店の所在地	東京都千代田区（予定）
・代表者の氏名	代表取締役会長　　小池　一平（現・当社　取締役社長）（予定） 代表取締役社長　　野村　豊（現・片倉　代表取締役社長）（予定）
・資本金の額	現時点では確定しておりません。
・純資産の額	現時点では確定しておりません。
・総資産の額	現時点では確定しておりません。
・事業の内容	・肥料事業 ・飼料事業 ・化成品事業 ・不動産事業 ・化粧品事業 ・その他事業

なお、上記の他、本合併に必要な事項は片倉と別途協議のうえ決定し、必要の都度、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。